

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また、令和元年10月1日からは、食料品など軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%に引き上げられました。これに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度土佐清水市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 182,308千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 311,322千円

（単位：千円）

| 区 分 | 経 費 | 財 源 区 分 | | | | |
|------|---------|------------|-------|--------|--------------------------------|--------|
| | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | 国・県支出 金 | 地方債 | その他 | 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分) | その他 |
| 社会福祉 | 57,578 | 20,043 | 5,293 | 12,326 | 13,268 | 6,648 |
| 社会保険 | 252,271 | | | | 168,059 | 84,212 |
| 保健衛生 | 1,473 | | | | 981 | 492 |
| 合 計 | 311,322 | 20,043 | 5,293 | 12,326 | 182,308 | 91,352 |

令和6年度入湯税の用途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和6年度土佐清水市一般会計決算における環境衛生施設の整備、観光振興にかかる経費への充当状況については、下記のとおりです。

（単位：千円）

| 事業名 | 事業費 | 財 源 区 分 | | | | |
|------|--------|------------|-----|-----|---------|-------|
| | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | 国・県支出 金 | 地方債 | その他 | 入湯税 | その他 |
| 観光振興 | 14,639 | | | | 6,866 | 7,773 |
| 合 計 | 14,639 | | | | 6,866 | 7,773 |